

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

項目	質問内容	回答
定義1	「感染者」の定義について教えてください。	感染者はPCR検査の結果、陽性と判定された者となります。
定義2	「濃厚接触者」の定義について教えてください。	濃厚接触者は保健所の判断となります。
基準額1	国実施要綱第3(1)①から③に該当する通所サービス事業所が④を行った場合は、基準額は倍額となると考えて良いですか。	倍額となります。
基準額2	基準単価表(2)介護サービス事業所等への連携支援事業の中で、入所施設・居住系施設で定員単位で基準額が示されているが、この定員は施設の定員という理解でよいか。	施設の定員となりますが、(2)の事業は派遣元施設のかかり増し経費となるため、派遣元施設の基準単価や定員を使います。
申請回数1	1事業所1回の助成とあるが、初回交付で基準単価を下回る交付を受けた事業所が、後日感染が発生して別途かかり増し経費が発生した場合でも、再度の申請はできませんか。	原則1回ですが、資金繰り等やむを得ない場合については、要綱別添の基準額までは追加で申請が可能です。(2回とはカウントしません)
申請回数2	1事業所・施設当たり1回までの助成とされていますが、「(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「(2)介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を申請する場合は、1回にまとめて申請しなければなりませんか。	タイミングが同時期でない場合など必ずしも1回でまとめられない場合は分けて申請しても差し支えありません。
対象事業所1	「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」の対象事業所のうち、④には「訪問サービスを行わず、電話による安否確認のみを行っている事業所」も含まれますか。	訪問サービスを行っている事業所が対象となります。
対象事業所2	通所系サービス事業所が、訪問によりサービスを提供する際には、国実施要綱では「居宅を訪問し」と記載されているが、「人員基準等の臨時的取扱い(その6)」にあるとおり、電話による安否確認のみの場合でも、助成対象となると考えて良いですか。	電話の安否確認については介護報酬の対象となりますので、居宅を訪問しない場合はかかりまし経費の対象とはなりません。
対象事業所3	補助対象事業所には、保険医療機関のいわゆる「みなし指定」を受けている介護保険適用事業所も含まれますか。	対象となります。
対象事業所4	補助対象事業所に「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)」と、「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)」とありますが、「特定施設入居者生活介護」に該当しない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サ付住宅も補助対象なのでしょうか。	特定施設でなくても対象となります。
対象事業所5	サ高住にて訪問介護、通所介護サービスを利用している利用者が感染者だった場合、割増賃金と手当の支給及び消毒費用、衛生用品の購入の補助対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所のみならず、サ高住そのものも対象となりますか。	対象となります。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

項目	質問内容	回答
対象事業所 6	休業事業所と連携した事業所について、休業事業所と同一法人の事業所が連携した場合は対象外となりますか。	同一法人如何にかかわらず対象となります。
対象事業所 7	国実施要項3(1)④の感染症の発生者や濃厚接触者がいない通所系事業所が訪問サービスを実施する場合については、自主休業をした場合のみ事業の対象となりますか。それとも、通常営業に加え訪問サービスを提供した場合も対象となりますか。	国実施要綱3(1)④については、通常のデイサービスの一部を訪問に切り替えた場合も対象となります。
対象事業所 8	「人員基準等の臨時的な取扱い(第4報)」の問1において、「感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて通常のサービス提供と訪問によるサービス提供を組み合わせる場合」も人員基準等の臨時的な取扱いの対象とされていることから、この場合も、実施要綱3(1)④の対象事業所になると考えてよいですか。	差し支えありません。
対象事業所 9	陽性者の濃厚接触者だったためPCR検査を実施し、陰性と判断された利用者は、保健所から自宅待機の指示がある期間は濃厚接触者であり、その期間中に事業所が対応した場合は助成対象との考えで良いですか。	お見込みのとおりです。
対象事業所 10	市内で新型コロナウイルス感染が発生していない状況であっても、事業者の判断で国実施要綱の3(1)④にあるように、通所から訪問に切り替えたときも補助対象となるのでしょうか。	全国的な感染拡大を踏まえ通常の規模で運営できない状況と考えられるため対象となります。
対象事業所 11	国実施要綱3(1)④で「①～③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)とありますが、小多機と看多機の通いサービスは対象外ということになりますか。 もし対象外である場合、小多機と看多機は、同ページ①から③、または連携支援事業に該当した場合に対象となりうるということでしょうか。	お見込みのとおりです。小多機、看多機は通常サービスの訪問に切り替えるだけです。業態変更のかかり増しには該当しないという整理です。
対象事業所 12	継続支援については、福祉用具貸与事業所は対象外となっていますが、なぜでしょうか。居宅を訪問した場合に、濃厚接触者に対応するという事も考えられますが、いかがでしょうか。	福祉用具は人が集まって提供される形態ではなく、また、通所等の代替サービスとして提供されることも想定されていないため、対象外という整理となりました。 ただし、他サービスとの連携支援への補助に関しては、福祉用具事業所も関係者の一員として対象となっています。 また、福祉用具貸与事業所はモニタリングを居宅訪問で行わなくてよいことになっております。
対象事業所 13	別添基準単価(1)②を申請する場合、例えば、利用者1名の陽性者に対し、3事業所がサービスを提供していた場合は、同一法人であっても他法人であっても3事業所それぞれが申請できますか。	同一法人如何にかかわらず、かかり増した経費があればそれぞれ申請が可能です。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

項目	質問内容	回答
対象経費1	連携支援事業における職員応援派遣に係る費用について次のような場合も該当しますか。 ①連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金について。 ②応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員を雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金について。	①、②のいずれについても対象となります。
対象経費2	遡って手当を支給した場合も、補助対象となりますか。	令和2年1月15日以降に発生したかかり増し経費であれば補助対象となります。
対象経費3	対象経費は、申請時点で既に発生済みのもののみでしょうか。	事業所の申請時点で発生しているかかり増し費用について補助を行います。
対象経費4	令和2年1月15日以降に休業要請を受けた事業所や感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費（衛生用品購入費、割増賃金・手当等）についても、本補助金の対象となりますか？	令和2年1月15日以降から本事業は対象となりますが、事業所の個別の対象経費の起算日は休業要請を受けた日や感染が発生した日以降となります。
対象経費5	対象経費は「感染者・濃厚接触者」に対応した分のみであり、その他の利用者に使用する分は対象外でしょうか。 若しくは事業所全体で、例示いただきましたすべての経費が対象となるのでしょうか。	事業所が本事業の要件に当てはまる場合は、当該施設の職員全体が事業の対象となります。
対象経費6	「感染疑い」（肺炎症状を示してPCR検査まで行ったが「陰性」と判定された利用者や同居家族等）ケースの対応に、かかり増し経費が生じた場合は国庫補助対象外ですか？	本事業の対象となるのは国実施要綱3(1)(2)の場合のみとなります。（感染疑いのみの場合は、対象となりません。）
対象経費7	対象経費について、本事業の補助金だけでなく、別の補助事業から補助金を受ける場合は対象となりますか？	国実施要綱4(3)②にあるとおり、他の補助金で補助を受けている費用については、補助の対象となりません。（二重に交付はできません）
対象経費8	国実施要綱3(1)※1「ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等」とあるが、感染者支援や感染した職員の代わりとして、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれますか。	含まれます。
対象経費9	国実施要綱3(1)※2「ウ 職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等）」とあるが、職員を派遣することにより、派遣元施設等での利用者支援を継続するため、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれますか。	含まれます。
対象経費10	国実施要項3(1)で例示されている※1エにおける「介護報酬上では評価されない費用」とは具体的に何を指しますか。	例えば、連携事業所で引継ぎを行う際の移動に係る交通費や引継書類作成に係る印刷費などを想定しています。
対象経費11	休業した短期入所サービス事業所が、代替サービスとして訪問サービスを実施した場合のかかり増し経費は、助成対象外と考えて良いですか。	国実施要綱3(1)④のとおり、通所系サービスに限られます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

項目	質問内容	回答
対象経費12	令和2年1月15日以降に休業要請を受けた事業所や感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費（衛生用品購入費、割増賃金・手当等）についても、本補助金の対象となりますか？	令和2年1月15日以降から本事業は対象となりますが、事業所の個別の対象経費の起算日は休業要請を受けた日や感染が発生した日以降となります。
対象経費13	国実施要綱3(1)(例)のウ、コの職員確保費用について、手当とあるが、どういった手当を想定していますか。手当の対象、単価等あればお示しいただけますか。	新型コロナの対応を踏まえて、通常では出していない手当を支給した場合は対象となります。手当の内容、対象、金額については事業所等で定めることとなります。
対象経費14	国実施要綱3(1)(例)以降にある損害賠償保険について、派遣職員の怪我や感染した場合の補償を対象とした保険も対象となるか。	事業の実施に必要な保険であれば対象として差し支えありません。
対象経費15	派遣元の事業所では、感染症が確認された施設に派遣された職員に対して、直ちに勤務させるのではなく、2週間程度休業させることも考えられます。その場合の人件費は、対象経費となりますか。	その方が従来からの職員であれば、基本は介護報酬で人件費を見て、その方が休む間に勤務する者の超過勤務手当や非常勤職員の新規雇用などが、本事業のかかり増し経費となります。
対象経費16	感染防止のためにあらかじめ購入したものは、対象外であり、濃厚接触者が発生した時点から対象ということだが、以下のような場合は、対象とみなせますか。 (1) 感染の疑いのあるものが発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった。疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金などを行った場合は、対象となりますか。あくまで、感染者と断定されて以降の経費が対象となるのですか。 (2) 国実施要綱3(1)④で、通所サービス事業所が自主的に休業を行い、訪問サービスを実施した経費が対象となるが、令和2年1月15日以降の経費であれば、自主休業を行う前に、訪問サービスを行うため（今後行うための備え）に要した経費（車の購入、訪問サービスのための人員確保経費等）は、対象となりますか。	(1) ご照会の状況であれば、感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。 (2) 国実施要綱3(1)④は自主休業（完全休業・一部休業・縮小）のみならず、利用者がサービス利用控えをしている場合も含まれます。これらの場合に通所介護事業所が、訪問サービスの実施に要した費用は対象となります。
対象経費17	国実施要綱3(1)②について、介護サービス事業所において利用者又は職員に感染者が発生し、消毒・清掃等を行った。利用者は自宅待機となり、事業所は自主休業を行うことになった場合、「消毒・清掃等」の経費については事業を継続していないため、今回の「補助対象とはならない」と考えてよろしいでしょうか。同様に3(1)③についても、同じと考えてよろしいでしょうか。	国実施要綱3(1)②③に該当した時点で、その後休業の有無にかかわらず、かかり増し経費が発生すれば補助対象となります。
対象経費18	濃厚接触者に対応した事業所の場合、濃厚接触者に対応した時点からのかかり増し経費が対象とのことです。次のような場合はどの時点からの経費が対象となるのでしょうか。 例 4/8にA利用者にサービスを提供（これ以降はサービス提供していない）、4/10にA利用者に発熱症状、4/20にA利用者に陽性診断 4/8、4/10、4/20いずれの時点からのかかり増し経費が対象になるのでしょうか。	A利用者に陽性診断がでたのが4/20ですが、それ以前に陽性の疑いを想定して対応を行った場合は、その時点から起算して差し支えありません。